

平成29年7月26日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成29年7月26日(水)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成29年7月26日(水)
午後2時41分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 4-1会議室
- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
大槻 豊子
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 田中 悟
教育委員会事務局理事 森山 真
教育総務課長 藤田 一樹
教育総務課担当課長 貴田 直子
成仁幼稚園長 芦田 祐子
次長兼学校教育課長 眞下 誠
学校教育課担当課長兼教育総務課 山田 珠美
学校教育課担当課長 土家 邦子
学校教育課総括指導主事 西山 直樹
学校給食センター所長 外賀 眞二
次長兼生涯学習課長 崎山 正人
中央公民館長 佐々木 和美
図書館中央館長 吉田 和彦
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教育総務課長 藤田 一樹

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第7号 原案どおり可決、承認

議第8号 原案どおり可決、承認

議第9号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 傍聴人から傍聴の申請があります。
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 第58回福知山市青少年健全育成大会

7月8日(土) 14時00分 ハピネスふくちやま4階ホール

○少年の主張

「職業体験から学んだこと」	下六人部小学校	6年生
「笑顔とありがとうで育つ美鈴っ子」	美鈴小学校	6年生 5名
「本当の絆」	夜久野学園	9年生

○講評 福知山市の教育目標の実現に向けた内容であった。

福知山市の教育目標を念頭に置き、第58回福知山市青少年健全育成大会が、7月8日土曜日午後2時から、ハピネス4階ホールにて開催されました。

下六人部小学校6年生、美鈴小学校6年生5名、夜久野学園9年生の3校からそれぞれ発表と報告がありましたので、講評させていただきました。

概要としまして、下六人部小学校6年生については、総合的な学習の時間、修学旅行の体験等を通じて、3つの大事なことを学習したということで、1点目は、どの仕事もその仕事がないと私たちは生活していけない。2点目は、どの仕事にも責任がある。3点目は、お金の大切さを改めて感じ考えたということです。両親が一生懸命に働き買ってもらえたものなのだとすることを非常に強く思い、そういった大事なことを考えた。自分自身が将来、人の役に立つ仕事につきたいと改めて強く感じた。職業体験を通して、また、修学旅行を通してそのようなことを強く感じたという6年生の発表でした。

美鈴小学校6年生については、挨拶の先取りということで、挨拶を進んでやっていく実践。また、日々草を栽培しつぼみが咲いた頃に、校区内のひとり暮らしの御老人に配布。そのときに「ありがとう」と一言かけていただくことが大変うれしい気持ちになり、毎日水をやりここまで育てたことのやりがいや自分も人の役に立てたのだと非常に強く感じ、心を込めること、最後までやり切る

ことが大変大事であり、地域の方々とつながっていきたいと思いを語りました。夜久野学園9年生については、東北方面への修学旅行において震災学習をし、被害に遭われた方々の本当の思いを深く知ることができた。そういう体験の中で、人はひとりでは生きていけないし、お互い助け合い繋がって生きていくことが大事なことであり、相手のことを思いやり考えることが、人と人の気持ちを繋げることである。本当のつながり、絆について考えることができたことと述べました。震災の体験を通じて5つのことを大変強く感じ、今後やっていかなければならないこととして、1点目は、震災があったことを忘れないこと。2点目は、伝えていくこと。3点目は、小さな支援がこれからもずっと続いていくこと。4点目は、今という時間を大事にし、精一杯生きること。5点目は、当たり前のことだと思っていることにも感謝をすることが大事である。そのようなことを言いました。

3校の子どもたちがそれぞれ発表したことは、福知山市の教育目標「自分のために、人のために、社会のために」に近づく実践が、各学校で行われた発表であったということで講評等を行いました。

(2) 市議会教育厚生委員会による夜久野学園視察

7月10日(月) 11時00分

○視察議員 大槻富美子委員長、中嶋守副委員長、桐村一彦委員
吉見茂久委員、塩見聡委員、木戸正隆委員

○授業参観、施設設備面

○学校説明並びに質疑

○給食試食並びに児童生徒交流

※質疑内容

- ・通学方法(自転車、スクールバス)について
- ・教職員数や超過勤務について
- ・小中一貫教育のよさや学力、人間関係等について
- ・今後の児童生徒数の推移
- ・他

市議会教育厚生委員会委員6名の方が、夜久野学園に7月10日午前11時から給食を挟み午後にかけて視察をされました。授業参観、施設設備見学、学校の説明を聞かれ意見交換、質疑等が行われました。給食の試食もされ、児童生徒と交流していただき、小中一貫校の1年生から9年生の子どもの様子、さらには、教職員の働き方について、日々の業務の消化等を含め質問があったようです。夜久野学園小中一貫校、新しい施設設備、児童生徒の様子を見ていただき、今後の福知山市の教育、学校統廃合等に参考にしていただけるのではないかと感じておりますし、よい視察であったと報告を受けております。

以上2点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

倉橋委員

市議会教育厚生委員会による夜久野学園視察についてですが、今年度は惇明小学校において総合教育会議が開催されましたし、今回の視察と2回続けて議員さんの学校視察がありました。8年間教育委員をしてありますが、議員さんの学校視察はあまり記憶がないです。1、2回あったかもしれませんが、今回の視察は議員さんからの要望であるのか、それともこちらからの働きかけであるのかをお伺いしたいのと、個人の感覚で感じられ方は様々だと思いますが、どのような感想をもたれたのか、同行された方がいらっしゃいましたら教えていただきたい。

端野教育長 企画については、議員さんからの発案です。

藤田教育総務課長

夜久野地域の行政課題について、夜久野方面に視察に行かれるということでございました。上夜久野保育園と下夜久野保育園の統合の話が出ておりますので、現状を把握されたいということと、夜久野学園については、三和地域では準備が進んでいる、大江地域では地元協議に入っている中で、夜久野学園の小中一貫教育の中身について議員として深く知っておく必要があり、1から教えてほしいということでございました。もう少し時間が短いオーダーでありましたが、学校職員だけでなく、給食を試食いただきながら、机を並べて子どもたちと話をさせていただきたいということで、時間調整をさせていただき、視察していただいたという内容でございます。当日は、大変話も弾み、試食される中で給食のボリュームがあるといった話などいろいろな話がありました。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第7号 (平成30年度以降使用小学校道徳教科用図書の採択について)
端野教育長 ~資料に基づき説明~

議第7号 平成30年度以降使用小学校道徳教科用図書の採択について御説明いたします。

資料については、会議案2ページから3ページまでとなります。

平成30年度以降使用小学校道徳教科用図書の採択について、1点目「教科書の採択とその権限」についてですが、教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。そして、義務教育諸学校では、現行では4年ごとに採択が行われ、一度採択された教科書は、4年間同じ種類のものを使用することになっております。ただし、今回については、年度末に国から通知がありましたとおり、本年度、小学校道徳教科用図書の採択を行い、2年後の平成31年度に、再度小学校道徳教科用図書の採択を行います。平成29年度の採択につきましては、学習指導要領の一部改正に伴い、特別の教科 道徳科が設置されることが、その採択になります。平成31年度の採択につきましては、学習指導要領全面実施に伴う採択となり、本年度行った採択に続いて、2年後に採択があるということになっております。

2点目「教科書として選ぶ場合、どの本から選ぶのか。」についてですが、文部科学大臣の検定を通った教科書の中から採択(選定し決定)することになります。

3点目「教科書の「検定」制度とは」についてですが、教科書の検定とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めることです。

4点目「採択の方法はどこに定められているか。」についてですが、採択の方法は義務教育である小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（教科書無償措置法）によって定められています。

5点目「採択の方法（共同採択）」についてですが、先に述べたように、市町村立の小中学校で使用される教科書の採択の権限は、市町村教育委員会にあります。平成26年4月に改正された「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（教科書無償措置法）により、都道府県教育委員会が設定した「共同採択地区」内の市町村教育委員会が協議して、種目ごとに、同一の教科書を採択することになっています。中丹地区の綾部市、福知山市、舞鶴市の各教育委員会は、協議により規約を定め、共同採択を行うための「中丹地区教科用図書採択協議会」を設けています。その事務局は、3教育委員会が輪番で担当しますが、今回は綾部市教育委員会が事務局です。そして、京都府教育委員会作成の選定資料を参考にしながら、学校の教員からなる調査員をおくなどして、独自に教科用図書について調査・研究した上で、地区採択協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択することにしています。中丹地区教科用図書採択協議会の協議に基づいて、教科用図書の採択をするわけですが、最終的に決めるのは、各市教育委員会ですので、この場で協議した結果が、過日の「中丹地区教科用図書採択協議会」での協議の結果と異なる採択が決定されるようなことになれば、再度、中丹地区教科用図書採択協議会を行い、種目ごとに同一の教科書を採択することになります。

6点目「採択の時期」についてですが、義務教育諸学校用については、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされており、なお、付け加えておきますが、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者、住民の皆さんの教科書調査・研究のために、毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示を行っています。府内11か所の常設展示場（教科書センター）で行っています。中丹地区においては、中丹教育局並びに舞鶴市教育委員会で展示をしております。

7点目「本日までの経過報告」（中丹地区教科用図書採択協議会を経て本市教育委員会の採択までの流れ）についてですが、平成29年度第1回中丹地区教科用図書採択協議会が、平成29年5月22日（月）午後1時半から、京都府綾部総合庁舎第1会議室におきまして開催されました。内容としましては、平成30年度以降使用小学校用図書採択についてということで、概要、「調査員打合せ」「第2、3回採択協議会」の日程について、予算について、代表調査員及び調査員の委嘱についての協議を行いました。

第2回中丹地区教科用図書採択協議会は、平成29年7月12日（水）午後2時から、京都府綾部総合庁舎第1会議室におきまして開催されました。内容としましては、小学校用道徳科教科書について、代

表調査員の報告を聞き、質疑がありました。

第3回中丹地区教科用図書採択協議会は、平成29年7月20日(木)午後2時から、京都府総合教育センター北部研修所第1研修室におきまして開催されました。内容としましては、前回の調査研究員の報告を聞き、採択基準をもとに協議、採択されました。中身としましては、平成30年度以降使用小学校用道徳科教科書について、各社教科書の特徴点等について協議をしました結果、委員全員一致による決定に至らず「中丹地区教科用図書採択協議会」規約第11条(教科用図書の選定の方法)の規定により、無記名投票を実施し、その結果「光村図書」を採択しました。

中丹地区教科用図書採択協議会としての採択をもとに、各市教育委員会での採択結果を8月10日までに、事務局である綾部市教育委員会教育長あてに報告することとしました。

その他としまして、平成30年度需要数についても9月1日を期限に、事務局あてに報告することとし、本日に至っております。今、申し上げましたのは、「採択とは」に始まり、中丹地区教科用図書採択協議会の経過を報告させていただきました。

ここからは、福知山市の採択に向けての協議に入らせていただきます。福知山市教育委員会議(教科用図書採択)調査員が、調査研究にあたって用いる「採択基準及び基本観点」について申し上げます。

1点目「学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること。」全体としての特徴や創意工夫。2点目「内容や構成が学習指導を進める上で適切であること。」道徳的価値についての理解を深めるための工夫、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深めるための工夫、児童が主体的・対話的に学習に取り組むことができる配慮、情報モラルと現代的な課題の取り扱い、他の教科等との関連。3点目「使用上の便宜が工夫されていること。」4点目「その他」。このような基準及び観点で調査を行っておりますので、お願いいたします。

それでは、本市としての採択に向けて協議に入りますので、御意見をお願いしたいと思います。

倉橋委員

8社の小学校道徳教科用図書をここに並べていただいておりますが、教育長と4人の教育委員で、それぞれ隅から隅までとはいきませんが、それでも内容を確認させていただきました。8社の特徴や工夫について、7月12日の調査研究報告を代表委員から聞き、理解をし、納得させていただいたと思っております。そういう大前提に立ちながらも、1社に選ばなければなりませんので、中丹で議論をされたことを思い出しながらここで議論をしないと、1社ひとつひとつを取り上げてというわけには、時間的、内容的にもいきませんので、特に決定に関わる議論になった点を思い出しながら、本市の議論も進めていかざるを得ないと思っております。

塩見委員

8社の中で調査研究報告書を参考にとということで、中丹で大きな論点の1つに挙げられたのが使用上の便宜の工夫でありました。目標達成への内容面と使用上の便宜ですが、教科書と別冊の2冊仕立てであるか否かが論点になりました。教科になる前、教師は道徳を指導するとき、資料を読み解く段取りとして、ワークシートを使用し

ていることが多くありました。ワークシートを使用しますと、ばらばらになりますので、別冊があるほうがよいのではないかとということがありました。なぜかといいますと、別冊として年間のまとめが1冊になりますし、ワークシートのようにばらばらにならず、年度当初の気づきや価値観と年度末の気づきや価値観の成長の跡が、その1冊でわかるのではないかと意見が出ました。一方では、ワークシートは指導する担任が、ここぞというところをピックアップし、ワークシートに記すように児童に与えることはできますが、既成のものがあれば、別冊の資料にとられ過ぎ、担任にとって負担にならないか、また児童もやり切らなければならないと負担になるのではないかと意見も出されました。その後も協議が続く中で、それならば教科書をしっかり読み解き、価値に迫れるワークシートを担任が作成するのでもよいのではないかと、2冊仕立ては負担感が大きいのではないかとということで、8社のうち3社は2冊仕立てでしたから、横に置きましようとなったと思います。

大槻委員

私も同じような意見ですが、保護者の立場から言いますと、道德の時間が終わるたび、プリントを持ち帰ってきますので、プリントがあちらこちらにあります。子どもたちが1年を通して使える別冊のノートがあったほうが、1年の学習を振り返ることができ、1年、2年、3年と学習の積み重ねが学年を通してできますので、別冊があったほうが良いのではないかと思いましたが、調査員の先生の御報告や、委員さんのお話を聞く中で、やはり別冊がなく教科書で学習を深め、その中で議論を深めて、子どもたちが考えるほうがよいのではないかという考えに変わりました。

和田委員

御報告がありましたように、中丹の教科書採択協議会では、8社全てそれぞれ特徴があってよいのではないかとというのが前提で話が進められたと思います。先ほど塩見委員さんや大槻委員さんからありましたように、別冊立てのことにについて協議があり、特に低学年の子どもたちの学習では、扱いに困難なところが出てくるのではないかとということで、まず別冊立てを置いたということでありました。残る会社についてですが、今年は話し合いと考えると論議という視点がありましたので、その部分がより深まるような教材に工夫がなされていること、大規模校と小規模校で同じように子どもたちの学習が深まる視点で教材がつくられているということ、子どもたちを取り巻くゲームの問題、いじめの問題、さまざまな問題が整理され、きちんと提示されているかということ、今年採用された先生でも、経験の長い先生でも、同じように子どもたちに深まりのある道德教育をしていただくためには、一定の先生方の指導につながる教材が必要ではないかということ等々を議論し、最終的には教育出版と光村図書に2社に決定したのではなかったかと思えます。

端野教育長

中丹の共同採択協議会の中での論点をもとに、それぞれ委員の皆さんから御意見をいただきました。別冊仕立てがよいのか、現代的な課題の取り扱い、指導者の指導力の違いに対応できるか、学校規模等への対応の工夫など、さまざまな視点で御意見をいただきました結果、別冊仕立てよりも本体1冊がよいのではないかと、

他の視点、観点もつけ加え、8社の中から光村図書と教育出版社の2社に絞られました。

倉橋委員

直観的に2社を思ったのは副題と表紙です。光村さんは「君が一番光るとき」、教育出版さんは「はばたこう あしたへ」とあります。8社の1年生の表紙を並べたとき、私の感覚ですので子どもの感覚ではどうかわかりませんが、「きょう、道徳があるのだな」と楽しみが持てるのは、2つのどちらかではないかと思いました。発問の数や内容を見たとき、全体的には光村さんは3つか4つぐらいですが、教育出版さんは4つから6つと多く、どちらがよいのかは一概に言えませんし、扱い方によっても変わります。若い先生は、ある程度細かく発問があるほうがよいと思いますし、ベテランの先生は、それが邪魔になる場合もあると思います。ちょうどどちらにも向くのは、光村さんの3つか4つであると思います。内容的にも教育出版さんは「どう思いますか」という問いが多く、光村さんは「登場人物の考えが変わったのはどうしてでしょうか」と質的に発問の仕方も違います。ひとつひとつを細かくすべてを分析しているわけではありませんが、直観的に感じたところです。そういう意味で、私は光村さんという気がします。

和田委員

教科書を読ませていただき、インターネットで各出版社のホームページを閲覧し、これを重視しながらお話させていただくのですが、教育出版さんは、5本の章立てで考え方が出ていました。現代的考え、議論する授業の実現のところで、現代的課題を盛り込んだ考え方のための発問が多数ありました。これは非常によいことだと読ませていただきました。私が特に感心し同調しましたのは、生命の尊重のところで「命のすばらしさ、命のつながり、生かされている大切な命」として、特に友達同士のプロレスごっこの部分を取り上げ、いじめとの関連を探っていくところが、よいのではないかと思います。また経験豊かな教師や初心者の教師にもわかりやすく使いやすい配慮で、たくさん質問があります。先生の意図によって、質問を選んでいけるようになっており、初心者の教師には特によいと感じました。光村図書さんは、道徳の教科書づくりの最も大切なものは、命と位置づけられており、すばらしいと思いました。「自分の存在を大切にす、自分と同じように生きている他者を大切に考える、次に、草木、動物、地球上全ての命を大切に思う、ひとりひとりのかけがえのない命が輝くための道徳」これが光村図書さんのつくる道徳の基本理念です。この基本理念は、若干言葉は違いますが、本市の教育目標「自分のために、人のために、社会のために、共に幸せを生きる人材の育成」と合致するのではないかと思います。私はこれに惹かれました。また他社は「考え、議論する」で終わっている教科書が多かったのですが、光村図書さんは「考え、語り合い、動きだしたくなる」とあり、この一歩行動へ移すことがひとつ入っているところが、他社と違うところだと感じました。光村図書さんの「考えたくなる、語り合いたくなる、動きたくなる」という3本立ての中には、子どもたちの感性に訴える絵本仕立ての教材がありました。私は道徳というのは、理屈ではなく感性に訴えるものであるという考えをもっていますので、これはよいと喚起し、光村図書

さんがよいという意見を持っております。

塩見委員

光村さんと教育出版さんの2社で迷っていましたが、なぜかといいますと、1年生の「かぼちゃのつるが」という教材がありますが、光村さんは、6ページの文章でお話を書いてあり、教育出版さんは、アニメ的に4コマぐらいに集約し、見開き2ページの4ページ仕立てにしてあります。これは発達の段階に応じて、よく工夫がしてあると思います。道徳の時間は、モジュールでない限りは45分、1単位時間が35時間あります。その中で光村さんのほうは、1年生では読み取るだけでしんどくないだろうか、大事なキーワードが視覚的に訴えるようになっていく教育出版さんのほうが、どの学力の子どもにもスムーズに道徳的価値を教えるために、入りやすくなっているのではないだろうかと思いました。これは6年生になっても、余りページ数を多く割かないで、教材が展開されていました。しかし、情報モラルと現代的な課題の取り扱いになりますと、光村さんのほうは、学年に応じて情報モラルの教材が配置してあり、インターネットや環境国際理解、いじめ、子どもの権利等々、現代的課題にも多々触れてあり、子どもたちの道徳的価値を達成するには、大変適切ではないだろうかと思いました。また、道徳は他教科との関連も大きく影響してきますが、つなげようとする項目仕立てになっており、他教科との関連が示してありました。教育出版さんは、掲載されている写真等に、少し懸念される部分があり、最終的には光村図書がよいのではないかと意見を持ちました。

大槻委員

内容自体は詳しく見ていないのですが、各出版社の1年生から6年生までの教材の数を比べてみました。教育出版さんは、1年生で29の教材と補充教材があり、ほかの学年は30前後の教材と補充教材がありました。1年間35時間の中で余裕を持って授業が展開できるのではないかといいところがよいなと思いました。ほかの出版社につきましては、34または35の教材で、1年を通して全ての教材がやり切れるかということが気になった点ですが、和田委員さんや塩見委員さんのお話や前回の教科書採択協議の中で、光村図書さんは、夏休み前や冬休み前に「こんなことを調べてみよう」といった提案や「つなげよう」のコーナーで、教材に関連した図書の案内があり、道徳を学んだ後に自分からやってみようという自発的な思いを持てるというところで、光村図書さんもよいかなというのが今の思いです。

端野教育長

私も考えたことがあります。まず1点目は、別冊仕立てがよいか、悪いかという点ですが、子どもたちへの指導上、道徳の教科書が1冊であるほうが、紛失をしたり、傷めたり、忘れたりということがないであろうから、指導上、1冊がよいと非常に強く思いました。別冊仕立てでなくても、ワークシート等については、担任が指導する学級の子どもたちの状況に合わせて作成していくことが、指導計画や、授業計画の中で当然必要になってくると思いましたので、既製のものよりも、担任が手づくりで作成すべきだと思います。2点目は、年間標準時数が34、35時間で、実際には42.3時間あるにしても、行事や臨時の休業日が年に数回あることを含めま

すと、年間標準時数34.5時間を確保するには、大変難しい条件があります。その中で、道徳の時間を欠かさず確実にやっていくことが、非常に大事な点としてあると思います。議論をする道徳と、先生が当たり前のことを聞き、子どもが答える、そのような道徳ではないようにというのが、大きな改善点であると思います。そういったことから言いますと、教科書、また子どもたちに与える教材については、色とりどりや文字数が多い、少ないというよりも、できるだけシンプルであってほしいというのが私の思いであり、最もシンプルであったのが光村図書です。課題として、低学年にしては若干字が小さいと感じましたが、色合いについては非常に落ちついており、私の道徳観から言いますと、大変よく合った体裁になっていると思います。内容的によいと思いましたが、先生に読んでもらう「ひしゃくぼし」というお話ですが、これは教育出版にもあり、教育出版は「七つの星」、光村図書は「ひしゃくぼし」となっています。同じようなお話ですが、その扱いが全然違います。教育出版は「すがすがしい心」とあり、光村図書は「美しい心」とあります。取り扱いは、教育出版は「七つの星」を読んで、子どもたちが「どんな気持ちでしたか、あんな気持ちでしたか」という問いに対して答えていきます。ところが光村図書は、先生に読んでもらうとあり、ページの挿絵は、他のページと全然違います。その挿絵を見ながら先生がお話を読み、子どもたちが聞き、その中で「すがすがしい心」ではなく「美しい心」に触れる。お話を取り扱う、また主題から言いますと、光村図書が私はよいと思いましたが。議論する道徳というのが、最も大きな今回の改訂であったと思います。そういったことから言いますと、8社の中で最もふさわしい体裁、また教材の扱いを内容的に考えました結果、光村図書が、今後使用する小学校の道徳の教科書としてふさわしいのではないかと考えました。他にありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 御意見をお聞かせいただきましたが、全員一致で福知山市の平成30年度以降使用小学校道徳教科用図書については「光村図書」を採択し承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 異議がありませんので、平成30年度以降小学校使用道徳の教科用図書につきまして、福知山市教育委員会としての採択は、「光村図書」で可決承認いたします。
次に議第8号に移ります。説明をお願いします。

(2) 議第8号 (第28期福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について)
端野教育長 「第28期福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

崎山次長兼生涯学習課長 ～資料に基づき説明～
議第8号第28期福知山市文化財保護審議会委員の委嘱につつまし

て御説明いたします。

資料につきましては、会議案4ページから5ページまでとなります。
5ページの名簿を御覧ください。

文化財保護審議会委員につきましては、福知山市の条例に基づき、
2年間の任期で、定員は12名となります。第27期の10名が、
平成29年7月31日で任期満了となりますので、第28期11名
の委嘱をするものです。

なお、名簿にありますとおり1名が新任となり、残りの10名につ
きましては、第27期からの留任でございます。この11名で平成
29年8月1日から平成31年7月31日まで2年間の任期でお世
話になりたいと考えております。

以上、第28期福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について、御
審議のほどよろしくお願いいたします。

端野教育長 議第8号について御説明いただきましたが、このことについて何か
御質問はありませんか。

和田委員 第27期が10名で、第28期が11名、欠員が1名とありますが、
欠員というのは、該当者がいないのか、11名で各分野が網羅され
ているので、12人目を必要としないのかお聞かせください。

崎山次長兼生涯学習課長

一定の分野は網羅できていると思っております。ただ、適当な方が
おられましたら、お世話になればと思います。第27期は10
名でお世話になっていましたが、一定の業務については問題なくで
きております。今回、新たに1名加わってもらうことで、より充実
した活動ができると思いますし、適当な方がおられましたら、随時
お願いしたいと考えております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第8号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に議第9号に移ります。説明をお願いします。

(3) 議第9号 (福知山市指定文化財の指定について)
端野教育長 「福知山市指定文化財の指定について」説明をお願いします。

崎山次長兼生涯学習課長

～資料に基づき説明～

議第9号福知山市指定文化財の指定につきまして御説明いたします。
資料につきましては、会議案6ページから24ページまでとなりま
す。

7ページから8ページを御覧ください。

文化財の指定につきましては、所有者からの申請を受け、文化財保護審議会の内容について吟味し、適当であることを熟考し、教育委員会へ建議いただいております。8ページに指定建議がありますが、この建議を受けまして、教育委員会で検討、議決いただき、指定となります。

調査については、文化財保護審議会委員で美術工芸を担当していただいている委員の方に、継続して市内の仏像の調査をお世話になっております。今回、2点が特に資料的価値が高いということで評価いただき、建議させていただいた状況になります。

9ページを御覧ください。

今回の指定候補は、牧にあります永明寺に所蔵されております仏像彫刻2点になります。

1点目は木像の地蔵菩薩立像で、一木造（檜材）、像高が65.5センチ、かなり小さいものになり、像の特徴からしますと、時代的には平安時代後期で評価をいただいております。

衣の表現が平板といますか、立体的ではない表現になり、一木でつくっていることもあり、時代的な特徴があります。金谷地区の威徳寺さんや夜久野の大智寺さん等にこういった平安時代の古い彫刻がたくさん残っておりますが、共通する特徴的なものであるとのことで、時代の特徴、地方の特徴がよくあらわれている仏像として、地蔵菩薩は評価いただいております。

続きまして、11ページを御覧ください。

木造如意輪観音菩薩坐像になります。これにつきましては、宝冠、瓔珞といったアクセサリーについては、全て後からつくられたものになり、指定にはならず、本体のみの指定となります。時代的な特徴として、室町時代の作品で15世紀、1400年代の作品と評価いただいております。観音菩薩像には、いろいろな種類があり、如意輪観音は非常に珍しく、福知山には類例が少ない作品になるかと思えます。片ひざを立て、ほおづえをついた独特のポーズをとっており、顔、頭髪、衣の表現などから、15世紀の特徴的なものだという事です。これまでの指定は、平安時代や鎌倉時代の古い時代の彫刻が多く、新しい時代のものになりますと、評価が難しいところもありましたが、これは、時代の特徴がよくあらわれている標識資料として価値が高いものである、また類例が少ないということで、今回、指定をしたものであります。

以上、福知山市指定文化財の指定について、御審議のほどよろしく願いいたします。

端野教育長 議第9号について御説明いただきましたが、このことについて何か御質問はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第9号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。

次に報告事項に移ります。説明をお願いします。

5 教育委員会 報告事項

(1) 教育長後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.37 第26回「MOA美術館福知山市児童作品展」

No.38 第30回大槻嘉杯争奪中学生柔道大会

No.39 ～福知山市市制施行80周年記念～福知山市市民憲章推進協議会設立25周年記念事業－未来の力祭典－

No.40 第3回大江昔話をきく会

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

和田委員 28ページの後援申請について、申請日が6月吉日となっています。日ではなく「吉日」でよいのでしょうか。

塩見委員 「吉日」については、私も同感です。申請し直しの処置をしていただくべきではないだろうかと思いました。

眞下次長兼学校教育課長

今後、こういった形の文書がありましたときには、気をつけて処理させていただきたいと思います。申し訳ございません。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。